

北区産業情報

かわら版

No. 36

H26.3.1

発行／北区産業振興課
〒114-8503
北区王子1-11-1北とぴあ11階
TEL:5390-1234 FAX:5390-1141
<http://www.city.kita.tokyo.jp>
E-mail:sangyoshinko-ka@city.kita.lg.jp
刊行物登録番号25-2-001

融資関連情報

北区

信用保険法の認定(セーフティネット保証5号)の対象となる業種が変更されます。

セーフティネット保証5号は、全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者を支援するための国の制度です。認定を利用して受ける融資は、信用保証協会が100%保証します。

平成26年3月3日から対象となる業種が変更されます。平成26年3月3日から3月31日までの対象業種(196業種)など詳細につきましては、中小企業庁ホームページでご確認ください。

(問い合わせ先)北区産業振興課 経営支援係 電話:03(5390)1237

説明会情報

東京都

平成26年度「新規助成事業説明会」参加者募集

都内中小企業の製品など開発への着手、顧客ニーズ評価・製品などの改良、ものづくり基盤技術の高度化、事業計画に基づく新規設備投資を支援し、東京の産業活性化を促進するため、新たな助成事業を開始します。

(新規助成事業)

1. 製品開発着手支援助成事業

本格開発へ移行する前の、初期段階の構想における技術的な検証を行うため必要となる原材料の調達、大学・試験研究機関などへの委託研究や機能・性能評価依頼などに要する経費の一部を助成します。

2. 試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業

(1) 自社で開発した試作品を有する都内中小企業者が、完成品製作に向けた顧客ニーズ把握を目的として参加する場合における国内外展示会への出展及び市場調査、

(2) 市場投入を図るため、顧客ニーズに適合する都内中小企業者の自社製品などの改良に必要な経費の一部を助成します。

3. ものづくり企業グループ高度化支援事業

ものづくり基盤技術の高度化に挑戦する都内中小企業などグループが、成長が見込まれる産業分野への参入と高い需要の伸びが見込まれる海外市場における販路開拓への取り組みなどを図るため、必要となる設備投資や販路開拓などに係る経費の一部を助成します。

4. 成長産業等設備投資特別支援助成事業

練り上げた事業計画を遂行するために必要となる新たな設備機器の導入に要する経費の一部を助成します。

(開催日程・場所)

第1回 3月7日(金)午後1時から

東京都中小企業振興公社 多摩支社(昭島市東町3-6-1)

第2回 3月18日(火)午後1時から

東京都中小企業振興公社 本社秋葉原庁舎(千代田区神田佐久間町1-9)

第3回 3月19日(水)午後1時から

東京都中小企業振興公社 本社秋葉原庁舎(千代田区神田佐久間町1-9)

第4回 3月20日(木)午後1時から

東京都中小企業振興公社 城南支社(大田区南蒲田1-20-20)

第5回 3月24日(月)午後1時から

東京都中小企業振興公社 城東支社(葛飾区青戸7-2-5)

※午前10時から12時には「東京都地域中小企業応援ファンド助成事業」説明会を同会場であわせて開催します。

(申込方法)入力フォームより申込

(詳細)<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1402/0008.html>

(問い合わせ先)東京都中小企業振興公社 助成課 電話:03(3251)7895

平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」 申請受付中

革新的なものづくり・サービスの提供などにチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資などを支援します。

(対象要件)

認定支援機関に事業計画の実効性などが確認された中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たす者

- (1) 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること
- (2) 革新的なサービスの提供などを行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること

(補助対象事業)

1. 成長分野型
補助上限額 1,500万円 補助率2/3 設備投資が必要
2. 一般型
補助上限額 1,000万円 補助率2/3 設備投資が必要
3. 小規模事業者型
補助上限額 700万円 補助率2/3 設備投資は不可

(補助対象経費)

原材料費、機械装置費、直接人件費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費、雑役務費

(公募期間)

一次締切:平成26年3月14日(金)[当日消印有効]

二次締切:平成26年5月14日(水)[当日消印有効]

(詳細)

<http://www.tokyochuokai.or.jp/index.php/component/content/article/4-topics/760-2014-02-17-05-04-34.html>

(問い合わせ先) 東京都中小企業団体中央会 電話:03(6264)1481

消費税価格転嫁相談窓口のご案内

平成26年4月1日に予定されている消費税率の引き上げに際して、円滑かつ適正な転嫁ができるように平成25年10月1日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税転嫁を阻害する行為の是正などに関する特別措置法」が施行されました。

税率の引き上げ分を適正に価格に転嫁できなければ、中小企業などの経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

下請取引などで消費税の転嫁拒否などをされた事業者が希望する場合には、国へ通知することにより公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表することになっています。

転嫁拒否行為などに関する相談や消費税の転嫁拒否の悩みを抱える中小企業のご相談に関しては、下記の相談窓口でお受けしています。

(相談窓口)

- ・消費税価格転嫁等総合相談センター(内閣府消費税価格転嫁等相談対応室)
<http://www.tenkasoudan.go.jp/>
- ・下請センター東京(東京都中小企業振興公社)
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1309/0024.html>
- ・消費税引き上げ対策相談(東京商工会議所)
http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/excise_tax/service/
- ・中小企業・小規模事業者向けに「消費税転嫁対策パンフレット」を作成しました(経済産業省)
<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131008003/20131008003.html>
(問い合わせ先) 北区産業振興課 産業振興係 03(5390)1234

【ご意見をお聞かせください】

産業情報誌かわら版で皆さまに役立つ情報をお届けするために、ご意見をお待ちしています。